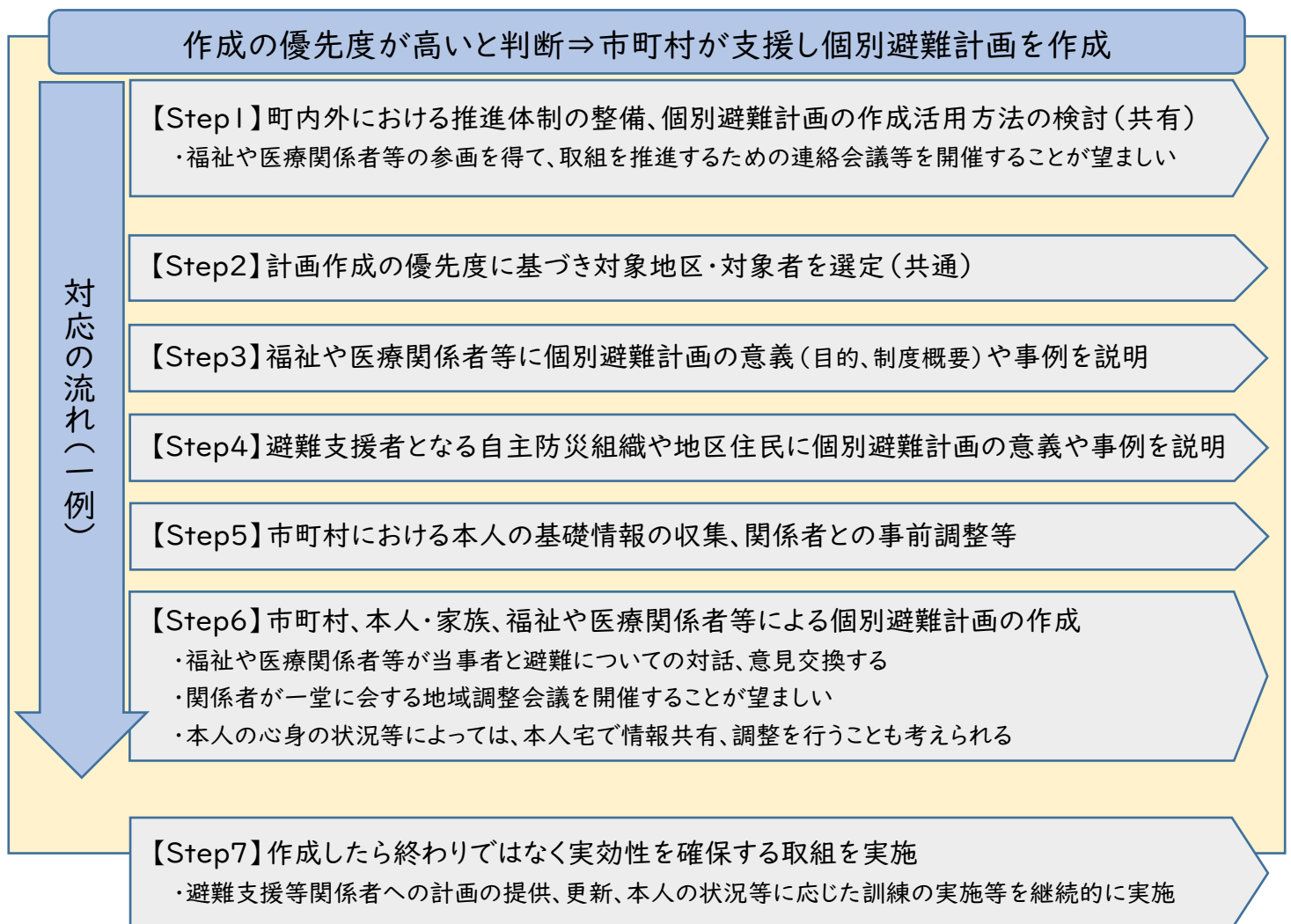


第1章 個別避難計画の作成における基本的な事項と府の取組

1. 個別避難計画作成の流れ

国が示す、優先度の高い要支援者の計画作成の流れは以下のとおりです。



（出典：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）平成 25 年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当）

これはあくまでも一例であり、必ずしも Step1～7 の順序通りに実施する必要はありません。実際には各地域の状況や、市町村の庁内外における体制等によって、作成パターンは異なります。第2章以降で、府内市町村へのヒアリングに基づいて、府がとりまとめた計画作成の進め方をお示します。

2. 個別避難計画作成を通じた地域共生社会づくり

ポイント

- 個別避難計画作成は地域共生社会づくりの取組の一つ

市町村には地域包括ケアシステムをはじめ様々な分野でネットワークづくりが進められていますが、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様性・複雑化などにより、支援が行き届かないケースが増えています。こうした課題に対応するためには「縦割り」ではなく「丸ごと」の支援体制の整備が不可欠です。個別避難計画については、防災・福祉・医療など、地域の様々な関係者間での有機的なネットワークを構築することとなり、重層的な支援体制を構築することで、災害時の対応だけでなく、平時の地域力の向上にもつなげることができます。

個別避難計画は、地域共生社会の構築に向けたさまざまな地域連携の取組の一つとして位置づけて作成していくことが重要です。



3. 個別避難計画作成推進に向けた府の支援について

市町村における個別避難計画作成推進に資するよう、府では、危機管理室及び福祉部、健康医療部、都市整備部が連携し、以下の取組等を実施しています。引き続き、市町村のニーズ把握に努め、支援内容を充実させてまいります。

府の取組

①人材育成

- i 市町村幹部職員を対象とした災害マネジメント研修
 - ii 地域調整会議開催に向けた防災・福祉関係者向け研修
 - iii 自主防災組織リーダー育成研修（府内 8 箇所で開催）
- ➡上記研修を実施し、計画関係者への啓発を図る

②介護支援専門員協会との連携

主任ケアマネジャー法定外研修にて、個別避難計画の制度等について説明し、計画への理解促進を図るとともに、作成への協力依頼を実施

③コミュニティタイムライン等との連携

府都市整備部から CT と連携した計画作成を市町村へ提案し、令和4年度は、1市（1地区）がと CT と連携し計画を作成

④計画作成に苦慮されている市町村への重点ヒアリング

計画作成に苦慮されている市町村に対し、府からの支援についてのニーズ把握を実施し、今後の支援内容に反映させる